

農業農村整備事業について



令和5年7月
宮崎県 農村計画課・農村整備課

農業農村整備事業とは

農業農村整備事業とは、以下の3つの柱で構成される事業の総称です。

1) 農業生産基盤整備事業 P4~18

- ・ 営農条件を改善するための 区画整理や暗渠排水等の農地整備 P4~8
- ・ 農業用水を確保するための ダムや堰・水路等の水利施設整備 P9~13
- ・ 農産物を運搬するための 農道整備 P14~18

2) 農村整備事業 P19~21

- ・ 農村の生活環境を改善する 集落道や営農飲雑用水・集落排水等の環境整備

3) 農地等保全管理事業 P22~27

- ・ 自然災害を防止する ため池改修や湛水防除等の農地防災 P22~24
- ・ 農地や農業用施設を持続的に利用するための 機能保全・復旧・維持管理 P25~27

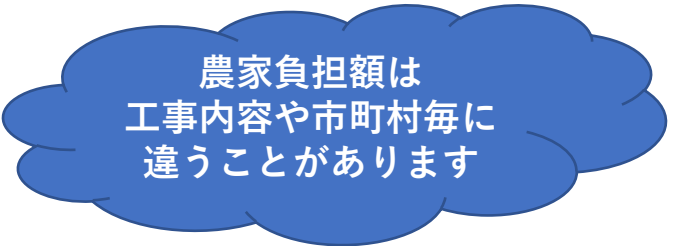
農業農村整備事業は、基本的に**農振農用地を対象**としており
規模や内容に応じて、国・県・市町村・土地改良区等が事業を実施しています。
事業化するには、基本的に

1) **地元農家からの申請**

2) **地域の合意**

3) **地元の費用負担**

が必要となります。



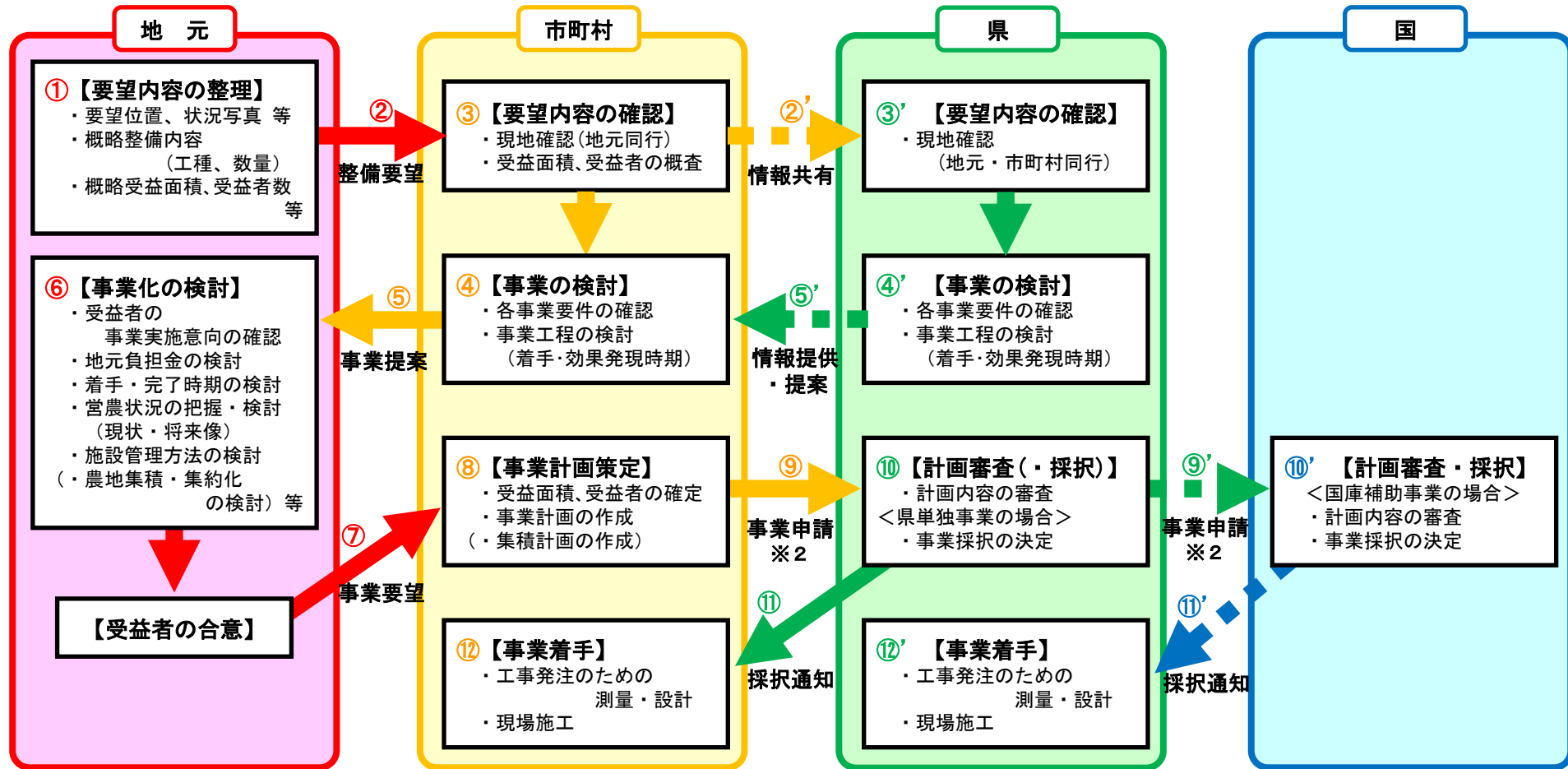
農家負担額は
工事内容や市町村毎に
違うことがあります

さらに、事業実施手続きでは、事業計画書の作成や各事業の採択要件・経済効果等を
クリアする必要があります。

土地改良施設（用排水路等）整備時の事業化※1までのフロー図

令和4年5月
宮崎県農村計画課
農村整備課

本フロー図は、一般的な流れと関係機関の役割を簡易的に示したものです。
実際の事業化にあたっては、地域の実状に応じ、各者が密な連携の下に取り組む必要があります。



※1： 本資料は、国庫補助事業及び県単独事業における事業化までの流れを示したものであり、各市町村で独自に創設された市町村単独事業については、各市町村への個別確認が必要。
 ※2： 国庫補助事業(公共)の場合、土地改良法に基づく手続き(受益者の2/3以上の同意取得、費用対効果1.0以上の確保など)が必要。国庫補助事業(非公共)及び県単独事業の場合、土地改良法手続きは不要。

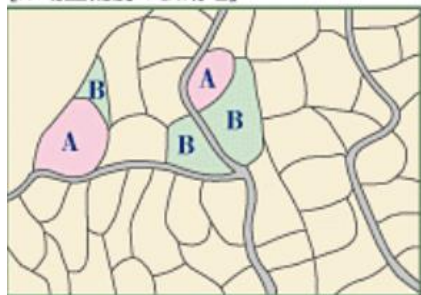
農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

【事業でできること】

- ・ 区画整理は換地（土地の再配分）を伴う整備に加え、畦畔除去など簡易整備も可
- ・ 区画整理にあわせた用排水路や農道・暗渠排水、客土・心土破碎・除礫等
- ・ ハウス移転・設置や鳥獣侵入防止柵・防霜・防風・休憩施設、スマート農業（監視装置や自動給水栓）等も事業によっては可能
- ・ 農家意向や土地権利等に関する調査 等

【換地のイメージ図】

〔ほ場整備前の農用地〕



工事前



〔ほ場整備後の農用地〕



工事後



畦畔除去



用排水路整備



暗渠排水



鳥獣侵入防止柵

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

① 経営体育成基盤整備事業（県営）

- ・ 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等
 - ・ 受益面積20ha（中山間10ha）以上
 - ・ 農地集積率の一定割合以上の増加（50%以上）
 - ・ 補助率 一般地域：国50(55)%、県27.5%、**地元22.5(17.5)%**
国営関連：国50(55)%、県30.0%、**地元20.0(15.0)%**
- ※中心経営体への集積率に応じた促進費で地元負担軽減可能

地元とは
市町村+農家

【用語の説明】

- 集積：担い手に農地を集めること
集団：同一経営体にまとまりのある農地を集めること
※畦畔で接続、道水路で接続、一隅で接続等
集約：同一経営体に1ha（中山間0.5ha）以上のまとまりを有する農地を集め、連続して使えるようにすること
団体営：事業主体が市町村・土地改良区など
機構営：事業主体が農地中間管理機構（農業振興公社）
国営関連：国営かんがい排水事業に関連する地区
大淀川右岸、大淀川左岸、尾鈴、、一ツ瀬川、都城盆地、西諸等

② 経営体育成基盤整備事業（機構関連）（県営）

- ・ 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等
- ・ 機構が15年以上借り入れ又は農業経営・農作業委託を受けていること
- ・ 受益面積10ha（中山間5ha）以上
- ・ 平場1ha、中山間0.5ha以上のまとまりを有する農地であること
- ・ 事業完了後5年以内に集団化80%、集積・集約50%UP、収益20%UP
- ・ 補助率 国62.5%、県27.5%、地元10.0%（農家負担は基本ゼロ）

③ 農地耕作条件改善事業（団体営・機構営）

- ・ 区画整理・拡大、暗渠排水、土層改良、農作業道、農業用排水施設、営農環境整備、高付加価値農業施設整備等
 - ・ 地域計画策定地域（もしくは、人・農地プラン実質化区域等）
 - ・ 総事業費200万円以上、農業者2者以上
 - ・ 補助率 団体営：国50(55)%、県14%、地元36(31)%
機構営：国50(55)%、県27.5%、地元22.5(17.5)%
- ※農家負担軽減：最大地元負担ゼロまで軽減可能
農地整備・集約推進費：基盤整備完了地区に隣接し新たに整備する農地割合が1/3以下、3年以内に集積100%、
機構が15年以上借り入れ又は農業経営・農作業委託を受けていること（全額国費）
高収益作物導入促進費（推進費）：高収益作物へ30%以上転換すること（国50(55)%）

④ 畑作等促進整備事業（団体営）

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理・拡大、農作業道、末端畑地かんがい施設等
 - ・ 総事業費200万円以上、農業者2者以上
 - ・ 畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること
 - ・ 補助率 国50(55)%、県14%、地元36(31)%
- ※農家負担軽減：最大地元負担ゼロまで軽減可能
産地形成支援事業：受益地内のすべての水稻を畑作物・園芸作物に転換すること（転換した農地は、水田活用の直接支払交付金の対象から除外） 5

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

⑤ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）

（ほ場整備事業）

- ・土地の区画形質の変更及びこれに附帯して行う工事
- ・受益面積1～20ha（中山間10ha未満）
- ・受益戸数 2戸以上
- ・補助率 県35～45%、地元55～65%

（暗渠排水事業）

- ・無材暗渠、簡易暗渠、管暗渠の新設・廃止・変更
- ・受益面積1～20ha（中山間10ha未満）
- ・受益戸数 2戸以上
- ・補助率 県35%、地元65%

⑥ 県単 農地集約化促進基盤整備事業（団体営）

- ・国庫補助の対象とならない小規模な基盤整備を定額で支援
- ・地域計画における目標地図に位置づけられている者（人・農地プランの中心経営体）で、農地中間管理の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用している者
- ・補助限度額 1,000千円未満
- ・補助率 県50%、地元50%（市町村財政力指数により県40%の場合あり）

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	①経営体育成基盤整備事業	②経営体育成基盤整備事業(機構関連)	③農地耕作条件改善事業		④畑作等促進整備事業
事業主体	県営	県営	団体営	機構営	団体営
受益面積	20ha以上 (10ha以上)	10ha以上 (5ha以上)	要件なし	要件なし	要件なし
事業費	要件なし	要件なし	200万円以上	200万円以上	200万円以上
農家戸数	要件なし	要件なし	2者以上	2者以上	2者以上
補助率	国 50.0(55.0)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%	国 62.5% 県 27.5% 地元 10.0%	国 50(55)% 県 14% 地元 36(31)%	国 50.0(55.0)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%	国 50(55)% 県 14% 地元 36(31)%
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地集積率の一定割合以上の増加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 国営関連地区 国 50(55)% 県 30% 地元 20(15)% </div>	<ul style="list-style-type: none"> 中間管理権・農作業委託等15年以上 平場1ha、中山間0.5ha以上のまとまりのある農地 事業完了後5年以内に集団化80%、集積・集約50%UP、収益20%UP 	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業重点実施区域 工期3年以内(ソフトは5年以内) 高収益作物に1/4以上転換(高収益作物転換型) 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 中間管理権・農作業委託等15年以上 基盤整備完了地区に隣接し新たに整備する農地割合が1/3以下 担い手への集積100% 	<ul style="list-style-type: none"> 畑作物・園芸作物が作付けされる農地 工期5年以内
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体への集積率に応じ、地元負担軽減が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 農家負担ゼロとなる高い補助率 	<ul style="list-style-type: none"> 換地が不要な場合は事業実施までがスピーディ 高収益作物転換型ではハウス設置も支援 高収益作物導入促進費で農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> 農地整備・集約推進費により農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> 畑作物・園芸作物を作付けする農地であれば、事業実施可能 水稻から転換する場合、作付転換支援により農家負担軽減可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要(数年単位) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要(数年単位) 事業化に高いハードル 	<ul style="list-style-type: none"> ①～②に比べると低い補助率 農地中間管理重点実施区域指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地集積100%以上必要 	<ul style="list-style-type: none"> パイプハウス設置は不可 事業実施後は、水稻以外の作物の作付が必要

【用語の説明】
法手続き：事業実施に当たり土地改良法に基づく行政手続を行う事(公告縦覧・概要公告、同意取得・施行申請など)

農業生産基盤整備事業 ～農地整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	⑤宮崎県単独土地改良事業	⑥県単農地集約化促進 基盤整備事業
事業主体	団体営	団体営
受益面積	1～20ha (1～10ha)	要件なし
事業費	要件なし 原則200万円未満	補助金100万円未満
農家戸数	2戸以上	要件なし
補助率	県 35～45% 地元 55～65%	県 50% 地元 50% 財政力により県40%あり 定額助成あり
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助で実施できない箇所 ・工期1年以内 ・地域計画における目標地図に位置づけされた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画における目標地図に位置づけられた者 ・農地中間管理事業の活用又は認定農業者 もしくは畑かん用水を活用
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・換地が不要な場合は計画策定・法手続が不要で事業実施までがスピーディ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体1戸で事業可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい ・工期が短い 	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

【事業でできること】

- ・ 農業用用水路や排水路の新設・変更・更新
- ・ 畑地かんがい施設（パイプライン）の整備
- ・ 既存水路等の長寿命化

※頭首工・ため池の改修は農地等保全管理事業に掲載



農業用排水路の整備



畑地かんがい施設の整備



水路の長寿命化



農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

① かんがい排水事業 一般型（県営）

- ・ 農業用排水路の新設・廃止又は変更
- ・ 水田 受益面積200ha・末端支配面積100ha以上
- ・ 畑地 受益面積100ha以上・末端支配面積20ha以上
- ・ 既存施設の改修を行う場合は、機能保全計画の策定が必要
- ・ 補助率 国50%、県25%、地元25%

【用語の説明】

末端支配面積：整備対象施設の末端が最低限備えるべき受益面積
国営関連地区：国営かんがい排水事業に関連する地区
大淀川右岸、大淀川左岸、尾鈴、都城盆地、西諸等
機能保全計画：施設の機能診断を踏まえ、機能維持のために必要な保全方式・時期を記載した計画

② かんがい排水事業 排水対策特別型（県営）

- ・ 収益性の高い水田営農確立を図るための排水機・排水樋門・排水路の更新又は整備
- ・ 受益面積20ha以上・末端支配面積5ha以上
- ・ 湛水する又は地下水位が高い水田が受益地の50%以上
- ・ 補助率 国50%、県25%、地元25%

③ 畑地帯総合整備事業（県営）

- ・ 畑の農業用排水路の新設・廃止又は変更、農道整備、区画整理等
- ・ 受益面積 担い手育成型：20ha（中山間10ha）以上、担い手支援型：30ha以上
- ・ 補助率 国50(55)%、県25%、地元25(20)% 国営関連地区：国50(55)%、県31.7(29.2)%、地元18.3(15.8)%
※担い手育成型は、中心経営体への集積率に応じた促進費で地元負担軽減可能

④ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

- ・ 国営・県営事業で造成された農業用排水施設等の機能保全計画策定・対策工事等
- ・ 末端支配面積20ha以上で、供用開始から10年以上経過しているもの
- ・ 総事業費200万以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）
- ・ 対策工事を行うには、機能保全計画が必要
- ・ 補助率 機能保全計画策定：国100%※水利施設保全高度化事業）
対策工事：国50(55)%、県25%、地元25(20)%
※末端支配面積100ha（水田以外は20ha）未満の場合、法手続きが不要

⑤ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

- ・ 基幹ストックマネジメント施設に位置付けられていない農業用排水施設等の機能保全計画策定・対策工事等
- ・ 末端支配面積10ha以上
- ・ 総事業費200万以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）
- ・ 対策工事を行うには、機能保全計画が必要（受益面積100ha未満は簡易な計画で可）
- ・ 補助率 国50(55)%、県14%、地元36(31)% ※令和4年度以前の採択地区は国50(55)%、県25%、地元25(20)%

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

⑥ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（団体営）

- ・ 農業水利施設のきめ細やかな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等
- ・ 国営造成施設と一体又は国庫補助事業で造成された農業水利施設等が対象
- ・ 総事業費200万円以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内
- ・ 補助率 長寿命化対策：国50(55)％、県14％、地元36(31)％・・農業用排水施設の整備
防災減災対策：国50(55)％、県18％、地元32(27)％・・自然・社会状況の変化により早急に整備を要する農業水利施設整備

⑦ 農地耕作条件改善事業（団体営）※再掲

- ・ 区画整理・拡大、暗渠排水、土層改良、農作業道、農業用排水施設、営農環境整備、高付加価値農業施設整備等
- ・ 地域計画策定地域（もしくは、人・農地プラン実質化区域等）
- ・ 総事業費200万円以上、農業者2者以上
- ・ 補助率 団体営：国50(55)％、県14％、地元36(31)％
機構営：国50(55)％、県27.5％、地元22.5(17.5)％
農地整備・集約推進費：基盤整備完了地区に隣接し新たに整備する農地割合が1/3以下、3年以内に集積100％、
機構が15年以上借り入れ又は農業経営・農作業委託を受けていること（全額国費）
高収益作物導入促進費（推進費）：高収益作物へ30％以上転換すること（国50(55)％）

⑧ 畑作等促進整備事業（団体営）

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理・拡大、農作業道、末端畑地かんがい施設等
- ・ 総事業費200万以上、農業者2者以上
- ・ 畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること
- ・ 補助率 国50(55)％、県14％、地元36(31)％
※農家負担軽減：最大地元負担ゼロまで軽減可能
産地形成支援：受益地内のすべての水稻を畑作物・園芸作物に転換すること（転換した農地は、水田活用の直接支払交付金の対象から除外）

⑨ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）※再掲

- ・ 受益面積（かんがい排水事業）1～20ha（中山間10ha未満）
（排水改良事業）5ha未満
- ・ 受益戸数 2戸以上
- ・ 補助率 県30～50％、地元50～70％

⑩ 県単 農地集約化促進基盤整備事業（団体営）※再掲

- ・ 国庫補助の対象とならない小規模な基盤整備を定額で支援
- ・ 地域計画における目標地図に位置づけられている者（人・農地プランの中心経営体）で、農地中間管理の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用している者
- ・ 補助限度額 1,000千円未満
- ・ 補助率 県50％、地元50％（市町村財政力指数により県40％の場合あり）

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	かんがい排水事業		③畑地帯総合整備事業		④基幹水利施設ストックマネジメント事業	⑤地域農業水利施設ストックマネジメント事業
	①一般型	②排水対策特別型	担い手育成型	担い手支援型		
事業主体	県営		県営		県営	団体営
事業内容	農業用排水路の新設・廃止又は変更	排水機・排水樋門排水路の更新又は整備	畑の農業用排水路の新設・廃止又は変更 農道整備・区画整理等		国営・県営造成施設の機能保全・対策工事	基幹ストックマネ施設以外の機能保全・対策工事
受益面積	水田 200ha以上 末端100ha以上 畑 100ha以上 末端20ha以上	20ha以上 末端5ha以上	20ha以上 (10ha以上)	30ha以上	末端20ha以上 供用開始10年以上	末端10ha以上
事業費	要件なし		要件なし		200万円以上	200万円以上
農家戸数	要件なし		要件なし		2者以上	2者以上
補助率	国 50% 県 25% 地元 25%		【国営関連地区】 国 50(55)% 50.0(55.0)% 県 25% 31.7(29.2)% 地元 25(20)% 18.3(15.8)%		国 50(55)% 県 25% 地元 25(20)% 計画策定は国50%、県50%	国 50(55)% 県 25% 地元 25(20)%
その他要件	・既存施設の改修を行う場合は、機能保全計画が必要	・湛水する又は地下水位が高い水田が受益地の50%以上			・工期3年以内 ・対策工事実施には、機能保全計画必要	・工期3年以内 ・対策工事実施には、機能保全計画必要
メリット		・特に排水条件の悪い地区に有効	・中心経営体への集積率に応じた促進費で地元負担軽減可能		・末端支配面積100ha(水田以外は20ha)未満の場合、法手続不要	・法手続不要 ・100ha未満は簡易な機能保全計画で対策工事可能
デメリット	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・事業化には計画策定や法手続が必要(数年単位)	・基幹ストックマネ実施方針への位置づけ必要 ・事業化には計画策定が必要 ・事業工期が短い	・地域ストックマネ実施方針への位置づけ必要 ・事業化には計画策定が必要 ・事業工期が短い

農業生産基盤整備事業 ～水利施設整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	⑥農業水路等長寿命化・防災減災事業	⑦農地耕作条件改善事業 ※再掲		⑧畑作等促進整備事業	⑨宮崎県単独土地改良事業 ※再掲	⑩県単農地集約化促進基盤整備事業 ※再掲
	長寿命化対策					
事業主体	団体営	団体営	機構営	団体営	団体営	団体営
事業内容	水利施設整備 機能保全計画策定等	農業用排水施設、暗渠排水、農作業道 区画整理・区画拡大、営農環境整備等			かんがい排水 排水改良等	農業用排水施設 湧水処理、暗渠排水等
受益面積	要件なし	要件なし	要件なし	要件なし	1～20ha (1～10ha)	要件なし
事業費	200万円以上	200万円以上	200万円以上	200万円以上	要件なし 原則200万円未満	補助金100万円未満
農家戸数	2者以上	2者以上	2者以上	2者以上	2戸以上	要件なし
補助率	国 50(55) % 県 14% 地元 36(31) %	国 50(55) % 県 14% 地元 36(31) %	国 50.0(55.0) % 県 27.5% 地元 22.5(17.5) %	国 50(55) % 県 14% 地元 36(31) %	県 30～50% 地元 50～70%	県 50% 地元 50% 財政力により県40%あり 定額助成あり
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国営造成施設と一体又は国庫補助事業で造成された農業水利施設等 ・工期3年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業重点実施区域 ・工期3年以内(ソフトは5年以内) ・高収益作物に1/4以上転換(高収益作物転換型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・中間管理権・農作業委託等15年以上 ・基盤整備完了地区に隣接し新たに整備する農地割合が1/3以下 ・担い手への集積100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作物・園芸作物が作付けされる農地 ・工期5年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助で実施できない箇所 ・工期1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画における目標地図に位置づけられた者 ・農地中間管理事業の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法手続が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地が不要な場合は事業実施までがスピーディ ・高収益作物転換型ではハウス設置も支援 ・高収益作物導入促進費で農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備・集約推進費により農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作物・園芸作物を作付けする農地であれば、事業実施可能 ・水稻から転換する場合、作付転換支援により農家負担軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地が不要な場合は事業実施までがスピーディ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体1戸で事業可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑤に比べると低い補助率 	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑤に比べると低い補助率 ・農地中間管理重点実施区域指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地集積100%以上必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス設置は不可 ・事業実施後は、水稻以外の作物の作付が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい ・工期が短い 	<ul style="list-style-type: none"> ・県単事業のため低い補助率 ・事業費が小さい

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

【事業でできること】

- ・ 農地から集出荷場など農産物流通の合理化を図る農道の整備（基幹農道）
- ・ 集落を結ぶ農道や、末端耕作道までの農道網整備（一般農道）
- ・ 既存農道の保全対策（ハード整備・橋梁点検など）



基幹農道の整備



一般農道の整備



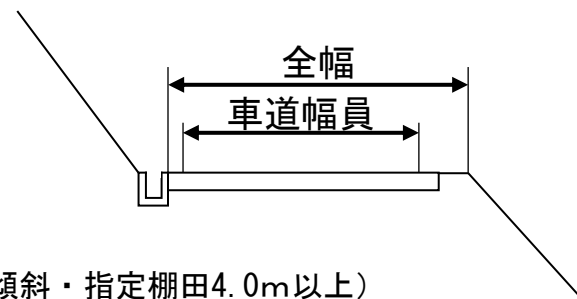
保全対策



農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

① 基幹農道整備事業（県営）

- ・ 農道網の基幹となる農道の整備
- ・ 受益面積 50ha以上（半島・過疎・山村・指定棚田30ha以上）
- ・ 総事業費 1億円以上、車道幅員 4m以上（半島・山村・指定棚田3m以上）
- ・ 補助率 国50%、県40%、地元10%



② 一般農道整備事業（県営）

- ・ 幹線から末端耕作道までの農道網の整備
 - ・ 受益面積 50ha以上（半島・過疎・山村・指定棚田30ha以上）
 - ・ 総事業費 5,000万円以上、幹線農道全幅 4.5m以上（半島・過疎・山村・急傾斜・指定棚田4.0m以上）
 - ・ 補助率 国50%、県(未定)、地元(未定)
- ※樹園地等型 全幅：支線農道3.0m以上、末端耕作道2.0m以上
 農業集落間型 全幅：4.0m以上、受益面積30ha以上

③ 基幹農道整備事業（保全対策型）（団体営・県営）

- ・ 既存農道の点検診断や更新整備等を行うもの

		農山漁村地域整備交付金	農村整備事業
点検診断	採択要件	個別施設計画の策定	個別施設計画の策定 受益面積50ha（中山間30ha）かつ車道幅員4m以上 避難路、人命財産への影響が大きいもの } いずれか
	補助率	国50%、地元50%	国 定額
更新整備	採択要件	個別施設計画の策定 総事業費3,000万円以上 受益面積50ha（中山間30ha）以上	個別施設計画の策定 総事業費3,000万円以上 （避難路、人命財産への影響が大きいものは800万以上） 受益面積50ha（中山間30ha）かつ車道幅員4m以上 避難路、人命財産への影響が大きいもの } いずれか
	補助率	国50%、県（未定）、地元（未定）	国50%、県（未定）、地元（未定）

④ 農村地域防災減災事業 地域防災機能増進事業 農道防災対策工事（団体営・県営）

- ・ 農道橋などの耐震対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備
- ・ 防災受益面積 30ha以上
- ・ 総事業費 800万以上
- ・ 避難路又は人命財産への影響が大きいもの
- ・ 補助率 国50(55)%、県（未定）、地元（未定）

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

⑤ 農地耕作条件改善事業（団体営）（農作業道）※再掲

- ・農地中間管理事業重点実施区域
- ・総事業費200万円以上、農業者2者以上
- ・補助率 団体営：国50(55)％、県14％、地元36(31)％

⑥ 畑作等促進整備事業（団体営）（農作業道）※再掲

- ・総事業費200万円以上、農業者2者以上
- ・畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること
- ・補助率 国50(55)％、県14％、地元36(31)％

⑦ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）※再掲

	農道整備事業		農道舗装整備事業
採択要件	（一般地域） 受益面積 1ha～20ha 受益戸数 2戸以上 延長 300～1,000m 有効幅員 2m以上	（中山間地域） 受益面積 10ha未満 受益戸数 2戸以上 延長 200～500m 有効幅員 1.5m以上	受益面積 10ha～20ha 受益戸数 2戸以上 延長 500m以上 幅員 2m以上 表層厚 3cm以上
補助率	県25％、地元75％	県30％、地元70％	県25％、地元75％

⑧ 県単 農地集約化促進基盤整備事業（農作業道）（団体営）※再掲

- ・地域計画における目標地図に位置づけられている者（人・農地プランの中心経営体）で、農地中間管理の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水を活用している者
- ・補助限度額 1,000千円未満
- ・補助率 県50％、地元50％（市町村財政力指数により県40％の場合あり）

⑨ 県単 魅力あるふるさと環境づくり事業（農業集落道）（団体営）

- ・全幅 2m～4m
 - ・補助率 県40(50)％、地元60(50)％（市町村財政力指数により県40％の場合あり）
- ※農業集落道：農村集落内で農作業や農作物運搬等に利用されている道路

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	①基幹農道整備事業	②一般農道整備事業	③基幹農道整備事業（保全対策型）				④農村地域防災減災事業 地域防災継続的増進事業 農道防災対策工事
			農山漁村地域整備交付金		農村整備事業		
			点検診断	更新整備	点検診断	更新整備	
事業主体	県営	県営	県営・団体営	県営・団体営	県営・団体営	県営・団体営	県営・団体営
事業内容	農道網の基幹となる農道の整備	幹線から末端耕作道までの農道網の整備	既存農道の点検診断	既存農道の更新整備	既存農道の点検診断	既存農道の更新整備	農道橋等の耐震対策や災害発生防止が必要な危険箇所の整備
受益面積	50ha以上 (半島・過疎・山村・指定棚田30ha以上)		要件なし	50ha以上 (中山間30ha以上)	50ha（中山間30ha）かつ車道幅員4m以上 避難路、人命財産への影響が大きいもの ※上記2項目のいずれか		30ha以上
事業費	1億円以上	5,000万円以上	要件なし	3,000万円以上	要件なし	3,000万円以上 避難路、人命財産への影響が大きいものは800万以上	800万円以上
農家戸数	要件なし	要件なし	要件なし		要件なし		要件なし
補助率	国 50% 県 40% 地元 10%	国 50% 県 (未定) 地元(未定)	国 50% 地元 50%	国 50% 県 (未定) 地元 (未定)	国 定額	国 50% 県 (未定) 地元 (未定)	国 50(55)% 県 (未定) 地元 (未定)
その他要件	車道幅員 4m以上 半島・山村・指定棚田3m以上	全幅 4.5m以上 半島・過疎・山村・急傾斜・指定棚田4m以上	個別施設計画の策定				避難路又は人命財産への影響が大きいもの
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きい農道整備ができる。 高い補助率 		<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの農道点検が可能 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を達成すれば、定額で点検が可能 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 避難路、人命財産への影響が大きければ、事業費要件が低い 法手続き不要 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要（数年単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業化には計画策定や法手続きが必要（数年単位） 近年事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> 地元負担あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積、事業費要件あり 近年事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積・車道幅員要件あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積、事業費要件あり 近年事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積要件あり

農業生産基盤整備事業 ～農道整備事業～

各事業のメリット・デメリットなど

詳細は各事業の要綱・要領を確認すること
() 書きは中山間地域等

	⑤農地耕作条件改善事業	⑥畑作等促進整備事業	⑦宮崎県単独土地改良事業		⑧県単農地集約化促進基盤整備事業	⑨県単魅力あるふるさと環境づくり事業
			農道整備事業	農道舗装整備事業		
事業主体	団体営	団体営	団体営	団体営	団体営	団体営
事業内容	農作業道	農作業道	農道整備	農道舗装	農作業道のみ	農業集落道のみ
受益面積	要件なし	要件なし	1～20ha (10ha未満)	10～20ha	要件なし	要件なし
事業費	200万以上	200万以上	要件なし 原則200万未満	要件なし 原則200万未満	補助金100万未満	要件なし
農家戸数	2者以上	2者以上	2戸以上	2戸以上	要件なし	要件なし
補助率	国 50(55)% 県 14% 地元36(31)%	国 50(55)% 県 14% 地元 36(31)%	県 25(30)% 地元 75(70)%	県 25% 地元 75%	県 50% 地元 50% 財政力により県40%あり	県 40(50)% 地元 60(50)% 財政力により県40%あり
その他要件	農地中間管理事業重点実施区域	<ul style="list-style-type: none"> 畑作物・園芸作物が作付けされる農地 工期5年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 延長 300～1000m (200～500m) 有効幅員2.0m以上 (1.5m以上) 国庫補助で実施できない箇所 工期1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 延長 500m以上 幅員 2m以上 表層厚 3cm以上 国庫補助で実施できない箇所 工期1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 人・農地プランの中心経営体 農地中間管理事業の活用又は認定農業者もしくは畑かん用水活用 	<ul style="list-style-type: none"> 全幅2～4m 魅力ふるさとプラン【基本型】の策定
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 採択要件が低い 高い補助率 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 採択要件が低い 高い補助率 作付転換支援により地元負担軽減可能 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体1戸で事業可能 法手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 法手続き不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業に取り組み農地集積を図る必要 		<ul style="list-style-type: none"> 県単事業のため低い補助率 事業費が小さい 工期が短い 	<ul style="list-style-type: none"> 県単事業のため低い補助率 事業費が小さい 工期が短い 	<ul style="list-style-type: none"> 県単事業のため低い補助率 事業費が小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 県単事業のため低い補助率

農村整備事業

【事業でできること】

- ・ 集落内の農道や排水路などの整備
- ・ 農業集落排水施設(下水道) や営農飲雑用水施設、防火水槽などの生活インフラ整備
- ・ 地域資源利活用施設や農産物販売・加工施設、交流施設、情報通信施設等の整備



農業集落道

集落道・排水路の整備



農業集落排水施設(下水道)

農業集落排水等の生活インフラ整備



小水力発電施設

地域資源利活用施設や活性化施設等の整備



集落排水路



営農飲雑用水施設



販売加工施設

【用語の説明】

営農飲雑用水施設：家畜飼育や園芸作物の栽培・洗浄などの農業用水と生活用水を併せて供給する施設

農村整備事業

① 中山間地域総合整備事業（団体営・県営）

- 原則として中山間地域や指定棚田地域で、農業生産基盤整備と農村振興環境整備をあわせて行うもの
 - 農業生産基盤整備：用排水施設、農道、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水など
 - 農村振興環境整備：農業集落道、営農飲雑用水、防災安全施設、生産・販売・交流・農泊など施設、情報基盤施設など

	中山間地域農業農村総合整備事業		農山漁村地域整備交付金	
	団体営	県営	団体営	県営
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積10ha以上 農業生産基盤整備2工種以上 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積10ha以上 農業生産基盤整備2工種以上 高度な技術的判断が必要又は広域的な計画と関連 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積20ha以上 (林野率・傾斜率により10ha以上) 農業生産基盤整備2工種以上 	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積60ha以上 (林野率・傾斜率により10ha以上) 農業生産基盤整備2工種以上
補助率	国 55% 県 17% 地元 28%	国 55% 県 32% 地元 13%	国 55% 県 14% 地元 31%	国 55% 県 30% 地元 15%

② 農業集落排水事業（団体営）

- 農業集落排水施設（下水道）の整備・改築・撤去

	農村整備事業	農山漁村地域整備交付金
事業内容	・既設施設の再編・集約や効率化に向けた改築・撤去	・汚水処理施設、資源循環施設、附帯施設の整備・改築
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 最適整備構想及び維持管理適正化計画の策定 受益戸数20戸以上（末端2戸以上） 改築費200万円以上、供用開始7年以上 PFIや公営企業会計の適用検討 <p>【強靱化型】次のいずれかを満たすもの 定住人口500人以上、浸水想定区域内、防災拠点が存在、施設の再編・集約</p> <p>【高度化型】省エネや管理システムの新技术を導入するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最適整備構想の策定 受益戸数20戸以上（末端2戸以上） 改築費200万円以上、供用開始7年以上 PFIや公営企業会計の適用検討
補助率	国 50.0(50)% 県 7.5(10)% 地元 42.5(40)%	

農村整備事業

③ 農村整備事業（団体営）※②農業集落排水事業以外

- ・ 営農飲雑用水施設や地域資源利活用施設、集落防災安全施設の整備

	農村整備事業		
	営農飲雑用水施設整備事業	地域資源利活用施設整備事業	集落防災安全施設整備事業
事業内容	・ 既設施設の更新・保全対策や再編・集約 ・ 効率化に向けた改築・撤去	・ バイオマス、水力、風力、太陽光等の自然エネルギー供給施設の整備・更新・機能強化	・ 既設の集落防災安全施設の更新・機能強化・保全対策・撤去
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 末端受益2戸以上 【強靱化型】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設計画の策定 ・ 次の①～④いずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①給水戸数50戸以上②土砂災害警戒区域内 ③防災拠点が存在④施設の再編・集約 【高度化型】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産性の向上、省エネや管理システムの新技術を導入するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時の自立運転機能 ・ 土地改良区管理する施設や農業農村振興に資する施設に直接給電するもの又は災害時の非常電源として地域活用すること ※固定買取価格制度で売電する場合は売電収入の一部を国庫返納する必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生した場合に、家屋や公共施設などに被害が生じる恐れがあること
補助率	国50%、県(未定)、地元(未定)		

④ 県単 魅力あるふるさと環境づくり事業（団体営）※再掲

- ・ 農村生活環境や農村地域防災の向上に資する下記の事業

	農村生活環境対策		
	生活基盤の整備	国土の維持・保全	地域活動の支援
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水施設 ・ 営農飲雑用水施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び土地改良施設のもつ「水・土の保全機能」維持向上を図るもの ・ 水管理システムの導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産・集落活動の活性化に資するもの
採択要件	2戸～19戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート畦畔：水田傾斜1/20(畑傾斜8度)以上、2戸以上 ・ 緊急的な土地改良施設の整備補強 ・ 棚田などの水管理システム及び防災重点ため池の管理・監視体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力ふるさとプラン【地域提案型】の策定
補助率	県40(50)%、地元60(50)% <small>(市町村財政力指数により県40%の場合あり)</small>		

⑤ 県単 小水力発電等農村地域導入支援事業（団体営）

- ・ 農地や農業用施設等を活用した再生可能エネルギーの導入支援
導入支援（可能性調査、概略・基本設計等）、施設整備（新設・更新）
- ・ 補助率 県50(55)%、地元50(45)%

農地等保全管理事業 ～農地防災事業～

【事業でできること】

- ・ ため池や頭首工の改修
- ・ 排水機場や用排水路の新設・改修
- ・ 転落防止等の安全対策やハザードマップ等の整備



ため池・頭首工の改修・廃止



排水機場や用排水路の整備



転落防止等の安全対策やハザードマップ



農地等保全管理事業 ～農地防災事業～

① ため池等整備事業（県営・団体営）

- ・ 災害発生の防止などが必要なため池の改修・新設と併せて行う廃止
- ・ 受益面積 2ha以上
- ・ 総事業費 800万円以上（防災重点ため池は4000万円以上）
- ・ 補助率 県営 国50(55)％、県35％、地元15(10)％ 災害危険ため池でない場合は県30％
団体営 国50(55)％、県18％、地元32(27)％

② 農業用河川工作物応急対策事業（県営・団体営）

- ・ 河川に設置している頭首工や水門・樋門などの整備補強・撤去
- ・ 総事業費 800万円以上
- ・ 補助率 大規模（総事業費1億円以上） 国55％、県37％、地元8％ ・ ・ 県営
小規模（総事業費1億円未満） 国50(55)％、県42％、地元 8(3)％ ・ ・ 県営・団体営

③ 湛水防除事業（県営）

- ・ 湛水被害の恐れがある地域での排水機場、排水路、堤防等の新設・改修
- ・ 受益面積 30ha以上
- ・ 総事業費 5,000万円以上
- ・ 補助率 国50(55)％、県36.5％、地元13.5(8.5)％

④ ため池等整備事業（土砂崩壊防止）（県営・団体営）

- ・ 風水害による土砂崩壊防止のための土留・擁壁・水路等の整備
- ・ 防災受益面積 5ha以上（県営）、総事業費 800万円以上（団体営）
- ・ 補助率 県営 国50(55)％、県40％、地元10(5)％
団体営 国50(55)％、県18％、地元32(27)％

⑤ ため池等整備事業（用排水路施設整備）（県営・団体営）

- ・ 自然・社会状況変化により早急に整備を必要とする頭首工・樋門等の変更又は当該施設に代わる用排水施設の新設
流域開発等に起因する溢水被害防止のために緊急に行う用排水施設の新設・変更
- ・ 受益面積 20ha（中山間10ha）以上
- ・ 総事業費 800万円以上
- ・ 補助率 県営 国50(55)％、県30％、地元20(15)％
団体営 国50(55)％、県18％、地元32(27)％

農地等保全管理事業 ～農地防災事業～

⑥ 農地保全整備事業（県営・団体営）

- ・特殊土壌地帯や急傾斜地での排水施設等の新設・改修、防風施設の整備など（本工事という）
- ・上記整備に併せて行う農道、水兼農道、土留工などの新設・改修（関連工事という。本工事事業費を超えないこと）
- ・受益面積 本工事：県営50ha（畑20ha）以上、団体営10ha以上
関連工事：県営5ha以上、団体営 要件なし
- ・補助率 県営 シラス対策：国55%、県30%、地元15%（関連工事 国45%、県31%、地元24%）
特殊土壌対策：国50%、県29%、地元21%（関連工事 国45%、県31%、地元24%）
急傾斜対策：国50%、県29%、地元21%（関連工事も同じ）
団体営 未定

⑦ ため池等整備事業（安全対策工事）（県営・団体営）

- ・農業水利施設への転落等による被害防止を図るための安全施設の整備
- ・総事業費 200万円以上
- ・補助率 国50(55)%、県21%、地元29(24)%

⑧ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（団体営）※再掲

- ・ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備
- ・自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設の整備
- ・緊急時の迅速な避難行動や適切な安全管理につなげる対策
- ・総事業費200万以上、受益者2者以上、工期3年以内
- ・補助率 防災減災対策：国50(55)%、県18～42%、地元3～32% 定額等・・ため池や農業水利施設等の整備・廃止、危機管理システム等
ため池保全避難対策：定額・・ハザードマップ・監視体制強化など

⑨ 宮崎県単独土地改良事業（団体営）※再掲

（農業用排水路等安全施設整備事業）

- ・通学路や学校・住宅地等で水難事故防止上必要なフェンス・蓋・スクリーン等
- ・総事業費 原則200万円未満
- ・補助率 県30%、地元70%

（農業用ため池緊急防災対策事業）

- ・堆砂率が貯水量の10%以上のため池の改修・浚渫・土砂堆積防止等
- ・災害基本法の規定により市町村防災計画に定められた施設
- ・受益戸数 2戸以上
- ・総事業費 800万円未満
- ・補助率 県50%、地元50%

農地等保全管理事業 ～機能保全・復旧・維持管理事業～

【事業でできること】

- ・ 農業水利施設の機能保全・長寿命化
- ・ 土地改良施設の補修整備、突発事故・災害の復旧
- ・ 農地・農業用施設の維持管理への助成



農業水利施設の機能保全・長寿命化



補修整備、突発事故・災害の復旧



維持管理への助成



農地等保全管理事業 ～維持管理・機能保全事業～

① 基幹・地域農業水利施設ストックマネジメント事業（県営・団体営）※再掲

- ・機能保全計画に基づく既存農業水利施設の補修・補強・更新などの工事
- ・基幹ストマネ、地域ストマネ実施方針に位置付けられた施設が対象
- ・事業費 200万円以上、受益者2者以上
- ・事業工期 ソフト1年、ハード3年 計4年以内（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）
- ・受益面積 県 営：末端支配面積20ha以上（100ha以上は法手続が必要）
団体営：10ha以上
- ・補助率 国50(55)%、県25%、地元25(20)%

② 農業水路等長寿命化・防災減災事業（団体営）※再掲

- ・農業水利施設のきめ細やかな長寿命化対策や機動的な防災減災対策
- ・国営造成施設と一体又は国庫補助事業で造成された農業水利施設等が対象
- ・事業費200万円以上、受益者2者以上、事業工期：ソフト1年、ハード3年 計4年以内
- ・補助率 長寿命化対策：国50(55)%、県14%、地元36(31)% ・・農業用排水施設の整備
防災減災対策：国50(55)%、県18%、地元32(27)% ・・自然・社会状況の変化により早急に整備を要する農業用水利施設整備

③ 土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

- ・小規模な揚排水機場や頭首工・樋門、ため池、用排水路等の整備補修
- ・事業費 200万円以上
- ・補助率 国30%、県30%、地元40%（地元負担のうち30%は拠出金として5年間積立、10%は事業実施時負担）

④ 土地改良施設突発事故復旧事業（県営・団体営）

- ・土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧及び機能回復工事
- ・基幹ストマネ・、地域ストマネ実施方針に位置付けられ、機能保全計画等に基づいた維持管理が行われている施設が対象
- ・事業費 200万円以上、末端支配面積20ha(中山間10ha)以上（営農・経済活動・生活に影響が大きい事故は末端支配面積によらず可能）
- ・補助率 県 営：国50(55)%、県32%、地元18(13)%
団体営：国50(55)%、県21%、地元29(24)%

⑤ 水利施設整備事業（基幹・地域水利施設保全型）（団体営）

- ・土地改良施設で発生した突発事故の緊急補修工事等
- ・基幹ストマネ・地域ストマネ実施方針に位置付けられている施設が対象（機能保全計画なしでも可）
- ・基幹水利施設は末端支配面積20ha以上
- ・地域水利施設は面積要件なし・事業費40万円以上
- ・補助率 基幹水利施設：国50%、県25%、地元25%
地域水利施設：国50%、県14%、地元36%

農地等保全管理事業 ～維持管理・機能保全事業～

⑥ 災害復旧事業（団体営）

- ・異常気象（時間雨量20mm以上・24時間雨量が80mm以上など）で被災した農地・農業用施設の復旧 ※基本的に原形復旧
- ・1箇所の工事費が40万円以上であること
- ・補助率：農地 国50%、地元50% 農業用施設 国65%、地元35%（農家負担等に応じて補助嵩上あり）

⑦ 県単魅力あるふるさと環境づくり事業（団体営）※再掲

（国土の維持・保全）

- ・機能維持・向上のために緊急的に実施する土地改良施設の整備補強工事
- ・補助率 県40(50)%、地元60(50)%（市町村財政力指数により県40%の場合あり）

（農村地域降灰除去対策）

- ・農地や市町村以外が管理する土地改良施設等の降灰除去（請負・資機材のリース）
- ・補助率 県50%、地元50%

（農業用水緊急渇水対策）

- ・農業用水確保に支障を来している場合の緊急渇水対策（給水源整備、ポンプや貯水タンクの購入・リース）
- ・1～9月の連続干天日数20日以上、又は30日間の総雨量が100mm以下の地域
- ・緊急水源確保は200万円以内、集落共同渇水対策は10万円以上
- ・補助率 県50%、地元50%

⑧ 多面的機能支払交付金（団体営）

- ・農業農村の国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援 ※旧農地・水・環境保全向上対策
- ・水路・農道の保全や、草刈り、水路の補修・更新、農道舗装、植栽などを支援
- ・活動期間は原則5年
- ・交付単価（10aあたり）
（農地維持支払交付金）田3,000円、畑2,000円、草地250円・・・草刈・泥上げ・路面維持など
（資源向上支払交付金：共同活動）田2,400円、畑1,440円、草地240円・・・水路補修、植栽など
（資源向上支払交付金：長寿命化）田4,400円、畑2,000円、草地400円※最大額・・・水路更新・農道舗装など

⑨ 中山間地域直接支払交付金（団体営）

- ・中山間地域等での農業生産条件の不利を補い、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援
- ・耕作放棄の防止、水路や農道の管理、鳥獣被害防止対策、集落戦略の作成国土保全・生態系保全の取り組みを支援
- ・交付単価（10aあたり）
田：急傾斜21,000円、緩傾斜8,000円
畑：急傾斜11,500円、緩傾斜3,500円
草地：急傾斜10,500円、緩傾斜3,000円 など

国事業名・県事業名の対比表

柱	体系	県事業名	国事業名	
農業生産基盤整備事業	農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金	
		経営体育成基盤整備事業（機構関連）	農地中間管理機構関連農地整備事業	
		農地耕作条件改善事業	同左	
		畑作等促進整備事業	同左	
	水利施設整備事業	かんがい排水事業	水利施設整備事業	
		畑地帯総合整備事業	水利施設等保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	
	農道整備事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	同左	
		基幹農道整備事業	農山漁村地域整備交付金	
		一般農道整備事業	農山漁村地域整備交付金	
		基幹農道整備事業（保全対策型）	農山漁村地域整備交付金、農村整備事業	
			農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業 農道防災対策工事）	同左
	農村整備事業	農村整備事業	中山間地域総合整備事業	中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村地域整備交付金
農業集落排水事業			農村整備事業、農山漁村地域整備交付金	
営農飲雑用水施設整備事業			農村整備事業	
農地等保全管理事業	農地防災事業	ため池等整備事業	農村地域防災減災事業	
		農業用河川工作物応急対策事業	農村地域防災減災事業	
		湛水防除事業	農村地域防災減災事業	
		ため池等整備事業（土砂崩壊防止）	農村地域防災減災事業	
		ため池等整備事業（用排水路施設整備）	農村地域防災減災事業	
		農地保全整備事業	農村地域防災減災事業	
		ため池等整備事業（安全対策工事）	農村地域防災減災事業	
	維持管理・機能保全事業	土地改良施設維持管理適正化事業	同左	
		土地改良施設突発事故復旧事業	同左	
		水利施設整備事業（基幹・地域水利施設保全型）	農山漁村地域整備交付金	
		災害復旧事業	同左	
		多面的機能支払交付金	同左	
		中山間地域直接支払交付金	同左	

これまでに紹介した事業は、
宮崎県でよく実施されている農業農村整備事業です。

紹介した事業以外にも、様々な事業がありますので、
お気軽に農林振興局農村計画課まで問い合わせください。

所属	電話番号	担当地域
西臼杵支庁 農政水産課 農村計画担当	(0982)72-2108	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
中部農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0985)26-7282	宮崎市、国富町、綾町
南那珂農林振興局 農村整備課 計画担当	(0987)23-4314	日南市、串間市
北諸県農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0986)23-4514	都城市、三股町
西諸県農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0984)23-4187	小林市、えびの市、高原町
児湯農林振興局 農村計画課 国営・計画担当	(0983)22-1367	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、 木城町、川南町、都農町
東臼杵農林振興局 農村計画課 計画担当	(0982)32-6137	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、 椎葉村、美郷町
農政水産部 農村振興局 農村計画課 計画調整担当	(0985)26-7125	県内全域